

空き家に付随した農地に新たな別段面積を設けました！

○農地を買ったり、借りたりする場合、耕作する農地の合計面積は、原則50アール（5,000㎡）以上となる必要があります（下限面積）。

そのため、都市圏などから本市へ移住して農業を始める方など、初めて農業に携わる方々にとって、就農はハードルが高いものでした。

そこで、郡山市農業委員会では、新規就農を促進し遊休農地の解消や発生防止を目的に、空き家に付随した農地の別段面積（下限面積）を0.01アール（1㎡）としました。

交通の便がよく、東北の要衝である郡山市に移住して、まずは農業に触れてみませんか？

制度の適用条件

- ① 「NPO法人こおりやま空家バンク」に登録された空き家に付随した農地であること
- ② 適用する時点で空き家に付随した農地が遊休化している又は遊休化するおそれがある農地であること
- ③ 周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に影響を与えないこと
- ④ 空き家及び空き家に付随した農地の所有者は同一であること※①
- ⑤ 農地法第3条の許可要件を満たしていること
- ⑥ 空き家と農地の権利の移転及び権利設定については、同一の扱いとすること
- ⑦ 農地の譲受人等が自然人であること（1回限り）※②

※① 農地の所有者が死亡し、その相続人が明らかである場合は例外

※② 譲受人等とは、農地の所有権を移転される者や使用収益権の設定を受け、又はその移転を受ける者

《お問い合わせ先》

○空き家に付随した農地について
郡山市農業委員会事務局 農地調整係
TEL：024-924-2481
Mail：nogyo@city.koriyama.lg.jp



○空き家バンクについて
NPO法人こおりやま空家バンク事務局
TEL：024-926-0032
Mail：info@akiyabank.jp



「空き家に付随した農地」利用の流れ

農地付き空き家の所有者等

売りたい・貸したい方

① 物件等の登録
(ほぼ同時に②へ)

N P O 法人
こおりやま空家バンク

③ 物件等の情報

農地付き
空き家
利用希望者

④ 当事者間での契約

⑤ 農地法3条の許可申請書の提出

② 農地指定申請書等
の提出 (総会で議
決・告示)

郡山市
農業委員会

⑥ 農地法3条の許可
(法務局で登記)

【注意事項】

- ・このチラシで適用される別段面積は「郡山市空き家に付随した農地の別段面積取扱要領」に基づき、手続きをしたものに限りです。